

柔道整復療養費検討専門委員会の 議論の整理の各項目の状況等について

⑦関係(患者が施術・請求内容を確認する方法)

【第16回(令和2年2月)専門委員会での主な意見】

- 患者が自分の施術内容を確認することと柔整審査会の権限強化がどのようにつながるのかわかりにくい。権限強化と患者が自分の請求内容を確認することも両方実施していく必要がある。権限強化されたからといって、患者が自分の請求内容を確認する仕組みを作らなくていいのかということは別の話。
- 多くの施術者は、真面目にやっている。個別の事案で不正だと言うことではなく、大きな枠でやっていくというスタンスに変えていかなければよくならない。
- 領収証の発行は既に義務化になっており、求めがあれば明細書は既に発行している状況にある。保険者側で調査していけば、患者に知らせることは十分可能ではないか。
- 患者が領収証を受け取っても、保険者が医療費通知を発行しても自分の請求内容は分からない。領収証を受け取っても、実際行われた施術内容と違った請求が行われている場合もあるので、その仕組みを考えようということ。この議論は3年以上やっている。今回の委員会で結論を出さなければいけないと思う。
- 領収証や明細書に負傷部位等を書くことは個人情報に抵触しないのか。
- 柔整療養費がこれだけ下がっている中で非常に厳しい状況にあり、1人も雇えない状況。明細書が発行するにしても、発行する時間が無い。月初めに申請書を作成するので、その間徹夜でやっている。そうであれば対価を出して頂きたい。
- 領収証を受け取っても、患者が自分の請求内容を確認できないので、領収証ではなく、明細書の発行で結論づけるしかない。
- 発行する対価を何らかの形でつけていただけたら考えてみたい。

⑦関係(患者が施術・請求内容を確認する方法)

- 1施術所あたりの人数は1.4人。現行、手書きでやっている施術者がいるのも事実。この明細書を発行することについては、非常に負担が大きいので、例えば500円とか1,000円とかいただかないと明細書を発行するだけで時間が取られてしまう。
 - 既に領収証を毎回発行しているわけであるから、領収証を渡すときにその都度サインをもらえば、そんなに手間もかからないのではないか。
 - 施術所の現場では、1施術所あたり1.4人ぐらいの人数でやっている。毎回署名ということになれば、例えば20人来たら20人ごとに毎回署名をしなければならない。これまでの議論で条件付きではあるが明細書を出すことになったのだから議論を戻さないで欲しい。
 - 現在の社会の流れから見ても、対価なくして何かをやれというのは非常に無理な話。また、働き方改革からいっても、1日10時間以上無給でやるということとはできない状況。対価次第で検討したいと思う。
 - 施術所で患者からもらう署名は、あくまで受領委任のための署名。来院確認のための署名ではない。
 - 領収証の交付が義務づけられ、患者の求めに応じて明細書を交付することになった。部位の付け増しや、架空水増し請求はこれでわかるはず。また、初検時相談支援料の算定基準において説明しているので、患者も理解できていると思う。
- (座長のまとめ)
- 何らかの対価を条件に明細書の発行を行うという提案が出ており、それについてどうするかを今後、検討するというように話をまとめていいか。
 - 施術者側の主張が対価をつけることを条件として明細書の発行を考えるという意見があり、対価をつけるかつかないかが議論となる。

検討専門委員会での議論では、

- 患者が請求内容を確認できていないのが不正の根本原因であるため、患者が請求内容を確認することが重要であるというご意見がある一方で、
- 施術者や患者に負担がかかり、これまでも多部位の原因記載、領収証の発行など全て施術者側に課せられて行ってきたが、不正の対策にはならなかった。また、柔整審査会の権限強化が始まったので、この結果を見て判断してもいいのではないかとのご意見があったところ。

⇒ 柔道整復療養費は年々減少しており、施術者のコストなどを考慮すると、現行発行されている領収書または明細書を活用し、負傷部位を追加するなどして、領収書または前月分の明細書のどちらかを発行することができないか。(様式は次ページ)

(別紙様式1)

領 収 証

様

※	保険分合計	円
※	① 一部負担金	円
	② 保険外	円
	合計金額 (①+②)	円

※ 負傷部位

令和 年 月 日

追加

上記合計金額を領収いたしました。

住所

施術所名

氏名

電話

印

(別紙様式2)

明 細 書

様

	<初検料・再検料等>	
	初検料	円
	初検時相談支援料	円
	再検料	円
	<施術情報提供料>	円
	<往療料>	円
	<施術料等>	
※ 保険分	整復・固定・治療料	円
	後療料	円
	温電法料	円
	冷電法料	円
	電療料	円
	金属副子等加算	円
	柔道整復運動後療料	円
	<その他>	円
	計	円
※	① 一部負担金	円
	② 保 險 外	円
	合計金額 (①+②)	円

追加

※ (施術日数)

日

※ (負傷力所)

力所

※ (負傷部位)

追加

令和 年 月 日

住 所

氏 名

印

⑫電子請求に係る「モデル事業」の実施

【第16回(令和2年2月)検討専門委員会での主な意見】

- 電子化の前にルールを決めないと、ルールが曖昧なままシステム構築を行うことはできないので、患者が自分の請求を確認する仕組みや、1部位目から負傷原因を記載するというルールを早く決めて、その上で検証に入るべき。
- ルールづくりも必要だが、ルールづくりを待って完成ではないので、モデル事業を始めて同時にルールづくりをしながら見えてくる不都合の課題を解消していけば完成に近づいていけると思う。令和2年度の上半期に運用方針などの指針を固めて、遅くとも9月頃にはシステムの運用、要件を示して、早期にモデル事業の実施が進めていけるよう要望したい。
- 電子請求については全て一斉にスタートするのは難しい状況なので、小規模、いわゆるモデル事業という形で始めてみる必要があると思う。まず、厚労省が中心となってモデル事業を開始することをこの委員会で決めて、その都度、内容を確認しながら、9月の専門委員会である程度形が出来上がればよいと思っている。

- 現在、一部保険者と、電子請求に係るモデル事業を実施すべく、調整を行っているところであり、引き続き実施に向け作業を進める。
 - 電子請求の導入に当たって、現行の療養費支給申請の流れや電子請求の導入に当たって検討すべき具体的な事項を把握するため、一部の保険者、一部の施術者に対して実態調査を開始したところ。
 - さらに今後、請求の電子化や審査基準の明確化などの状況も踏まえながら、審査支払機関での統一的な審査などについても平成30年度から検討していく。
- ⇒ 電子請求については、実務的に整理が必要な項目が多く存在するため、実務者会合などで検討を行うこととしてはどうか。

- 1月に柔道整復療養費の電子請求に係る保険者会合を実施した。
- 参加者
 - 全国健康保険協会
 - 健康保険組合連合会
 - 国民健康保険中央会
 - 東京都国民健康保険団体連合会
 - 東京都後期高齢者医療広域連合
 - 厚生労働省保険局医療課
(保険局保険課、医療介護連携政策課保険データ企画室)
- 患者署名の実現方法や、記載項目のコード化、電子請求までの経過期間、復委任の整理など電子化を行うための課題、問題点を洗い出し、電子化を行うにあたっての検討を引き続き行うこととしている。

⑰支給申請書における負傷原因の記載を1部位目から記載すること

【第16回(令和2年2月)専門委員会での主な意見】

- 今回の検討会の中で結論を出して欲しい。健保連でアンケート調査を実施した結果、1部位の施術で不適切な請求が判明した割合は3割近くあった。この事態も含めて、これを機会に実施していくべき。1部位目から負傷原因の記載をすることになれば、健保組合が実施する患者調査も減少していくと思うので、必ず実施してもらいたい。
- 小手先の不正請求防止だけではなく、過去には部位数の削減、多部位・長期の逡減等を含め、附帯事項を施術者側は受け入れてきた。3年の実務経験、柔整審査会の権限強化がスタートしたところであり、柔整療養費の推移も6年間で約640億円、年間100億円減少し続けている。これまでの附帯事項の効果が十分得られたものだと思う。これ以上、附帯事項を続けることは国民のための安価で安心、安全な柔整療養費を排除していくようにしか見えない。
- 負傷原因を1部位目から記載しても不正がなくなっているわけではない。個別でやるよりは、柔整審査会の権限強化の中で、指摘をすればいい。1部位目から負傷原因を書くことになれば、膨大な作業が必要になり、施術者側の負担も大きくなるので1部位目から記載すべきではない。
- 施術者も患者から症状を聞いて、手順を踏んで施術をしていると思うので、負傷原因を1部位目から記載することについて、それほどまでに否定されるのかが疑問。

⑰支給申請書における負傷原因の記載を1部位目から記載すること

- 施術録には負傷原因を記載している。申請書に記載する作業が100枚なり200枚という中で、非常に労力がかかる。
- 申請書の負傷原因欄に不審があれば、保険者が施術者に問い合わせをすればいいことであり、1部位目から負傷原因を記載しても不正防止にはならないと思う。
- 負傷原因の記載を1部位目から記載してあれば、患者はサインをするときに確認できる。施術内容の確認を患者がチェックできるメリットもあることを理解して欲しい。
- この議論をする前に、保険者に整理して頂きたい事項がある。留意事項通知では、いつ、どこで、どうしてという負傷原因を記載することになっているが、施術者は患者が負傷している場面を見ているわけではないので、患者から聞き取った内容を記載する建て付けである。
保険者からの返戻で、負傷している組織はどこだとか、外力はどこだとか、照会内容が近年エスカレートしている。
- 1部位の患者照会を実施していない保険者もあるが、何も記載しない状態よりも、負傷の原因が分かるものを記載してもらえれば、患者照会も減少すると思うので、そこから始めていきたい。

- 支給申請書における負傷原因の記載について、1部位目から求めるべきといった意見があった一方で、全ての支給申請書に1部位目から負傷原因を記述することは負担が大きいため、重点的な審査の実施を優先すべきとの意見があり、さらに検討することとされている。
 - 負傷原因の1部位目からの記載については、平成29年10月から、柔整審査会の権限の強化や重点的な審査の実施を行っているところであり、その実施状況を確認しながら、その必要性についてさらに検討することとする。
 - 柔整審査会の権限の強化について、柔整審査会における面接による確認の具体的な取扱いを平成30年12月に事務連絡を発出したところであり、その状況も踏まえながら引き続き検討する。
- ⇒ 柔整審査会（面接確認委員会を含む）の状況調査（29,30,31年度）について、令和2年度に状況調査を行う予定。

○健康保険法施行規則(大正15年7月内務省令第36号)

第66条 法第87条第1項の規定により療養費の支給を受けようとするときは、被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を保険者に提出しなければならない。

一～二 (略)

三 傷病名及びその原因、発病又は負傷の年月日並びに負傷の経過

四～九 (略)

2～4 (略)

○ 昭和49年より「負傷の原因」欄には、次の各項目(4の項目については、船員保険に限る。)のうち該当するものを記載することで足りるものとされた。

1 業務災害、通勤災害または、第三者行為以外の原因による。

2 第三者行為による。(自動車事故、その他の事故)

3 業務災害(通勤災害、第三者行為)の疑いがある原因による。()

4 職務上(通勤)の原因による。

(注1)2に該当するときは、()内に自動車事故、その他の事故の別を記載すること。

(注2)3に該当するときは、()内に具体的な傷病の原因を記載すること。

○「柔道整復に係る療養費支給申請書の「負傷の原因」欄の記載について(通知)」(平成16年5月28日付け保医発第0528001号)

標記については、「『業務災害、通勤災害または、第三者行為以外の原因による。』、『第三者行為による。(自動車事故、その他の事故)』、『業務災害(通勤災害、第三者行為)の疑いがある原因による。』」等の記載で差し支えないこととしているが、平成16年7月1日以降の施術分より、以下のように取扱うこととしたので、関係者に周知徹底を図るとともに、その取扱いに遺漏のないようご配慮を願いたい。

記

施術部位が4部位以上の請求書において、4部位目を所定料金の100分の33に相当する金額により算定することとなる場合は、すべての負傷名にかかる具体的な負傷の原因を療養費支給申請書に記載することとしたこと。

○「柔道整復師の施術に係る療養費について(通知)」(平成22年5月24日付け保医発0524第3号)

1 柔道整復施術療養費支給申請書への記載について

(1) 3部位以上の請求に係る負傷の原因について

本年9月1日以降の施術分から、施術部位が3部位以上の柔道整復施術療養費支給申請書(以下「申請書」という。)において、3部位目を所定料金の100分の70に相当する金額により算定することとなる場合は、すべての負傷名にかかる具体的な負傷の原因を申請書の「負傷の原因」欄に記載することとしたこと。

(2) (略)

⑰支給申請書における負傷原因の記載を1部位目から記載すること

受領委任の取扱規程

現行(平成30年5月24日 保発0524第2号)	改正案
<p>第4章 療養費の請求 (申請書の作成)</p> <p>25 丁は、保険者等に療養費を請求する場合は、次に掲げる方式により柔道整復施術療養費支給申請書(以下「申請書」という。)を作成し、速やかな請求に努めること。</p> <p>(1) ~ (4) 略</p> <p>(5) 3部位目を所定料金の100分の60に相当する金額により算定することとなる場合は、すべての負傷名にかかる具体的な負傷の原因を申請書の「負傷の原因」欄に記載すること。</p> <p>(6) 略</p>	<p>第4章 療養費の請求 (申請書の作成)</p> <p>25 丁は、保険者等に療養費を請求する場合は、次に掲げる方式により柔道整復施術療養費支給申請書(以下「申請書」という。)を作成し、速やかな請求に努めること。</p> <p>(1) ~ (4) 略</p> <p>(5) 「<u>負傷の原因欄</u>」については、次の各項目(④の項目については、<u>船員保険に限る。</u>)のうち該当するものを記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none">① <u>業務災害、通勤災害または、第三者行為以外の原因による。</u>② <u>第三者行為による。(自動車事故、その他の事故)</u>③ <u>業務災害(通勤災害、第三者行為)の疑いがある原因による。</u> ()④ <u>職務上(通勤)の原因による。</u> <p>(注1) ②に該当するときは、()内に自動車事故、その他の事故の別を記載すること。</p> <p>(注2) ③に該当するときは、()内に具体的な疾病の原因を記載すること。</p> <p>また、3部位目を所定料金の100分の60に相当する金額により算定することとなる場合は、すべての負傷名にかかる具体的な負傷の原因を申請書の「負傷の原因」欄に記載すること。</p> <p>(6) 略</p>

⑱問題のある患者に対し、保険者において受領委任払いではなく、償還払いしか認めない権限を与えること

【第16回(令和2年2月)専門委員会での主な意見】

- あはき療養費の長期・頻回の調査結果を見て、柔整療養費にもこのような仕組みを導入していこうという方向にあるが、あはきは、柔整とは違い慢性疾患が対象なので、長期・頻回の基準はあはきのものをとっても意味がない。「あはきの検討状況を踏まえながら引き続き検討する。」とあるが、合わせて、保険者の決定で実施できる仕組みを受領委任規程の改定時期に実施してもらいたい。
- 具体的には受領委任払いによって療養費申請が行われた場合に、保険者の審査で適正化を行うことが困難と判断された場合には、保険者はその患者と面談を行って理解を求めた上で、その人に「今後あなたは償還払いにします。」と、保険者の基準で個別に判断する方法でいいのではないか。
- 患者代表不在の中で、いわゆる患者に対しての償還払いみたいな議論はいかがかなものか
- 患者さんを罰することを目的にするのではなく、制度を悪用している柔道整復師に対して罰則の強化をすることも必要だと思う。

⑱問題のある患者に対し、保険者において受領委任払いではなく、償還払いしか認めない権限を与えること

第16回 柔-1
02.02.28

- 問題のある患者について、保険者において受領委任払いではなく、償還払いしか認めない権限を与えることについては、現在、あはき療養費についても、長期・頻回の施術について同様の仕組みを検討しているところであり、その検討状況を踏まえながら、引き続き検討する。
 - 柔整審査会において、療養費の請求内容に不正又は著しい不当があるかどうかを確認するために、施術管理者等を面接によって確認する取組例を平成30年12月に事務連絡において示したところであり、その状況を確認しながら、検討してはどうか。
- ⇒ 柔整審査会（面接確認委員会を含む）の状況調査（29,30,31年度）について、令和2年度に状況調査を行う予定。
また、③判断に迷う事例の中で併せて検討してはどうか

調査対象：全国健康保険協会都道府県支部柔道整復療養費審査委員会
国民健康保険等柔道整復療養費審査委員会

調査内容：平成29年度、30年度、31年度の柔整審査会の審査状況等について、令和2年度に実施

調査項目：1. 柔整審査会（面接確認委員会を含む）の体制について

(1) 柔整審査会の設置状況

(2) 柔整審査会の組織構成

2. 柔整審査会の実施状況について

(1) 柔整審査会の開催回数

(2) 審査状況

(3) 都道府県内での情報交換会の状況

(4) 審査基準要綱

3. 面接確認委員会の設置状況について

(1) 面接確認委員会の設置

(2) 面接確認委員会の設置要綱及び実施要領

4. 面接確認委員会の実施状況について

(1) 面接確認実施日数

(2) 面接確認実施施術所数

(3) 面接確認実施後の状況

(4) 面接確認結果の情報提供

(5) 独自に行っている取組

5. その他

その他(復委任について)

- 昨年末に、大阪に事務所がある接骨院グループの一部店舗が事実と異なる療養費を請求していた疑いがあるとして報道された。
- このグループ内の整骨院の請求は、関連の請求代行会社に取りまとめて提出する仕組みであったと報道されている。
- このような復委任について、その在り方の検討を進める必要がある。

【第16回(令和2年2月)専門委員会での主な意見】

- 昨年末に関西方面で不正事例が発生した。近畿厚生局は情報提供を受けていたのか。情報提供を受けていたのであれば、指導監査に至っていないのはなぜか。
- 今回の事例は、傘下の複数の接骨院から申請書を取りまとめた請求団体が一括して請求を行って、口座に振り込ませ、それを施術者に返すのではなく、関連の別グループ会社に渡して、そこから給料の形で施術者へ支払っているというやり方をしている、これは詐欺事件にもつながる非常に大きな問題だと思っているので、今後、復委任の在り方についてこの検討会で取り上げていかなければならないと思う。

その他(復委任について)

- 保険者としても、振込先が違っているにもかかわらず、その申請書を返戻しなかったところは反省しなければいけない。
- 昭和63年に個人契約制度ができた後に、多くの請求団体が乱立していた。グループ接骨院と同様にその中には、よい団体と、よからぬ団体が存在していることも柔整審査会を通じて明らかになっている。請求団体を立ち上げる際の基準あるいは規制を国は何らかの取組を作らず、保険者も自身の利便性から受領委任の取扱規程に抵触するような請求を容認してきた。厚労省と保険者側にも問題があると考えている。今後、これらの事件が大きく取り上げられる可能性も十分あると思うので、罰則の強化や、柔整審査会の権限強化に協力頂ければと思う。
- 大阪の事件は、復委任とはリンクしていないと考えている。この接骨院グループの特殊な事例であり、これは非常にレアケースであると思うので、この場でレアケースに対して議論するのはふさわしくない。
- 現在、復委任に関して何の通知も厚労省から示されていないのが現状で、以前、保険者に対して保険者が審査を外部委託する場合の留意事項について通知を受けたことがあるので、今度は施術者側に請求代行団体への復委任が違法でないということであれば、委託できる業務の範囲や施術管理者の団体への管理義務について、現在は野放しの状態なので、早い段階で通知を出していただきたいと思う。

- 協定・受領委任の取扱規程の中に、「反社会的勢力の排除に関する事項」を盛り込んではいかがでしょうか。

受領委任の取扱規程

(反社会的勢力の排除)

10 9の申し出に当たっては、施術管理者及び開設者は、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員)に該当しないことを表明し、様式第2号の3により、施術所の所在地の厚生(支)局長と都道府県知事に申し出ること。

(受領委任の承諾)

11 厚生(支)局長と都道府県知事は、9及び10の申し出を行った柔道整復師について、次の事項に該当する場合を除き、受領委任の取扱いを承諾すること。また、その場合は、様式第3号により、承諾された当該柔道整復師に承諾した旨を通知すること。

(以下、略)

誓約書

私は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。
この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。
また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 受領委任を取り扱う者として不適当な者

- (1) 施術管理者及び開設者が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 施術管理者及び開設者が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 施術管理者及び開設者が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 施術管理者及び開設者が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 施術管理者及び開設者が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 受領委任を取り扱う者として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

令和 年 月 日

住所(又は所在地)

施術管理者名

開設者名

その他(柔道整復療養費の支払い方法について保険者裁量制の導入) (健康保険組合連合会からの意見)

【第16回(令和2年2月)専門委員会での主な意見】

- あはき療養費に受領委任制度を導入したときのあり方、保険者裁量で受領委任払いにする、あるいは償還払いにするという選択ができる仕組みが導入された。
- 柔整の場合は過去からの経緯もあって、受領委任制度になっていると思うが、昭和の半ばぐらいに、整形外科が少なかった時代とは医療の環境も大きく変わっている。
- 受領委任の最大のメリットは、行政が指導監査をできるところにあるが、今までの状況を見ると、行政の指導監査が実態として機能していないばかりか、昨年末に起きた受領委任を悪用して請求団体による不正が行われているのが現状。
- 不正も解消されていない中で、やはり選択すべきは償還払い。あはき療養費についても受領委任制度が導入された上で保険者の裁量になった今般、不正請求に対応できる償還払いを保険者が選択できる仕組みを次回の検討専門委員会で新たな課題として入れていただきたい。
- 今後、保険財政が非常に厳しくなる中で、療養費の不正もこれ以上放置することができない。